

1. 議事日程第1号

(平成22年第6回大口町議会定例会)

平成22年9月2日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから議案第56号 教育委員会委員の任命についてまで、及び認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長	野田透
総務部長	小島幹久	生涯教育部長	三輪恒久

会計管理者 星野健一

代表監査委員 鈴木鹿太郎

監査委員
事務局次長 大森康江

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河合俊英

議会事務局長
次 佐藤幹広

開会及び開議の宣告

議長（酒井久和君） ただいまから平成22年第6回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（酒井久和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番 岡孝夫議員、5番 宮田和美議員を指名いたします。

会期の決定

議長（酒井久和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの20日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程のとおりいたします。

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

大口町議会会議規則第97条第2項に基づき、議員辞職の報告をいたします。鈴木喜博議員から、平成22年7月12日付をもって辞職したいとの申し出がありました。閉会中のため、議長において辞職を許可しておりますので、ここに報告いたします。

監査委員から、平成22年度第1回定期（定例）監査及び行政監査の結果について、平成22年度決算審査時における行政監査の結果について、並びに例月出納検査結果の5月分から7月分についての報告がありました。

次に、町長から平成21年度大口町財政健全化判断比率等についての報告がありました。

次に、教育委員長から教育に関する事務の管理及び評価に関する状況の点検及び評価の結果

に関する報告書の提出がありました。

以上、7件の報告については、それぞれ写しをお手元に配付しております。

次に、国土交通省全建設労働組合東海地方本部 名古屋国道支部長 水谷嘉臣氏から、公共事業を防災・生活関連予算に転換し、国道41号の国による整備・管理について意見書提出を求める陳情書が提出されましたので、総務建設常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、私学をよくする愛知父母懇談会会長 横井暢彦氏、愛知私学助成をすすめる会会長 中川初枝氏の連名により、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書及び私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付し、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員及び代表監査委員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告いたします。

次に、総務建設常任委員会及び議会広報常任委員会が所管事務調査を行っておりますので、それぞれの委員長から報告を願います。

総務建設常任委員長 土田進議員。

総務建設常任委員長（土田 進君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る6月21日、22日に行いました総務建設常任委員会所管事務調査につきまして、報告させていただきます。

当委員会は、現在、大口町が抱える課題の一助とすべく、ごみ処理施設と町長のマニフェストにもあった植物工場及び環境問題をテーマに、初日に、京都府南丹市園部町のカンポリサイクルプラザ株式会社及び農事組合法人ハイテクファーム園部工場を、2日目は、大阪府和泉市仏並町のエスベックミック株式会社和泉ラボの視察を行いました。

まず初日の京都府南丹市園部町にあるカンポリサイクルプラザ株式会社は、平成11年4月に資本金4億円で設立された民間の会社です。カンポリサイクルプラザの「カンポ」とは、環境保全を略した名称で、複合型リサイクルシステム構想を理念として掲げています。それは、ごみを処理、再生するだけでなく、その過程で生まれるエネルギーをもさまざまな施設で有効利用する次世代型リサイクルシステムです。選別された金属類の再利用からプラスチック類の再成形化、可燃物を固形燃料化して発電用の燃料として利用、またこの燃焼によって生まれる主灰の建設資材化、有機性廃棄物の処理、再資源化を可能にします。カンポリサイクルプラザでは、この複合型リサイクルシステムの実現を目指して次の工事の計画を進めるとのことでした。

まず最初に、スライドを使って現在稼働している3施設の説明を受けました。サーマルリサイクル施設は、一般廃棄物と産業廃棄物の焼却施設です。処理能力は、24時間で約140トンあります。産業廃棄物の物性に適した850度C以上及び2秒以上の十分な滞留時間を持つ最新鋭のキルンアンドストーカの2炉形式を持つ焼却炉で、廃棄物を完全燃焼させるとともに、電気集じん装置の入り口の温度を200度C以下に急冷してダイオキシン類の再合成を防止します。また、排ガス中に活性炭を吹き込み、バグフィルター及び活性炭フィルターによりダイオキシン類を吸着除去します。焼却排熱をボイラーで回収し、タービンの駆動に利用され、施設内の誘引通風機の動力として役立てられています。また、施設外への熱供給も可能な施設になっています。生活ごみや粗大ごみを受け入れ可能な設備を整えており、一般廃棄物処理の多様なニーズに対応できるようになっていました。

次に、廃家電リサイクル施設の処理能力は、8時間で約70トンあります。例えば、古いテレビは人手によってブラウン管、基盤、ケースに分けられます。ブラウン管は再生業者に引き渡し、再びブラウン管として再利用されます。冷蔵庫やエアコンのコンプレッサーに含まれる冷媒フロンは、専用タンクに回収後、サーマルリサイクル施設で燃焼処理されます。また、冷蔵庫の断熱材に使用されている断熱材フロンも、断熱材ごとサーマルリサイクル施設で燃焼処理されています。粗破砕機により、冷蔵庫・エアコンのコンプレッサー、洗濯機のモーター、エアコンの熱交換機などの有価物が機械分解されるため、大幅な省力化が達成できます。分解された有価物は、手選別でコンベヤー上で人手により回収するので、高純度の回収が可能になります。粗破砕機で分解されなかったプラスチックと金属の複合物等は、細破砕機で細かく破砕後、素材ごとに選別回収されます。有価物を高純度で回収し、プラスチックを固形燃料として再資源化し、現在は大量の熱を使用する工場の熱源として供給されています。大口町から出るプラスチックごみも、ここで固形燃料としてすべて再資源化されておるそうです。

三つ目はバイオリサイクル施設で、処理能力は24時間で約50トンあります。有機性汚泥や食品工場から排出される動植物性残渣等の有機性廃棄物からメタンガスを生成し、クリーンなガスエネルギーとして回収する施設です。

原料である有機性廃棄物を破砕機で30ミリ程度に破砕し、不適物を除去した後、中間貯槽に送られます。中間貯槽に貯留された原料は、ミキサーで水と混合されて濃度調整され、その後、熱交換機で55度Cまで加熱され、常に一定量を発酵槽へ送り出しています。

発酵槽は横型で直径が6.9メートル、長さが39メートル、容量は1,200立方メートル、原料は投入された側から反対側へ押し出されていきます。発酵槽での滞留時間は20日から30日です。緩やかにガス抜き攪拌がされ、投入された1トンのごみは、最終は0.15トンになるということです。

生ごみ等の有機性廃棄物を酸素のない状態での微生物による発酵、いわゆる嫌気性発酵をさせ、バイオガスを発生されます。天然ガス自動車の燃料やガスエンジン発電等に利用されています。1日フル稼働すれば、一般家庭の1,400軒が1日に消費する電力を発電できます。発電量は1時間当たり600キロワットです。

生ごみ1トン当たり100立方メートルのバイオガスが得られ、1時間当たり150キロワットの発電が可能です。

以上、三つの施設をスライドにより説明を受けましたが、敷地が6万平方メートルと施設が大きいため、当委員会の要望でバイオリサイクル施設のみの現場視察となりました。

バイオリサイクル施設は、全体が建物で覆われることもなく、施設そのものは露天状態であるものの、嫌なにおいもほとんど感じませんでした。発酵槽内の圧力が基準を超えた場合は安全弁が働き、大気中にガスを放出できるようになっており、ガス爆発等の危険性はなく、またタンクが壊れても、漏れ出した液は施設全体がプール状態になっており、外部に漏れ出ることのないよう設計されています。

施設から周辺人家まで50メートル、直接的に隣接している地区には住居が33軒と16軒あるにもかかわらず、周辺対策費は特に使っていないとの説明に驚きました。

次に、同じく京都府南丹市園部町の農事組合法人ハイテクファーム園部工場を視察し、代表理事の松村氏より説明を受けました。

当植物工場は、キューピー株式会社が開発した立体型噴霧水耕を使用した画期的なハイテク農業施設で、無農薬野菜を生産している完全制御型の野菜工場です。

地元農協が事業を開始した後、近年、農協の合併等で南丹市に事業が移管され、農業公社が引き継いだものの販売が低下したため、赤字になり、福井で営業していた松村氏が平成7年ごろに施設の管理運営を引き継がれました。

松村氏の説明では、平成4年、第1次植物工場ブーム時にキューピーの研究機関として設立されたが、補助金が切れて撤退。平成12年、第2次ブームのときに国は補助金を出すだけで支援はしなかった。今回が第3次ブームで国も本格的に支援に乗り出したことは評価できる。資金面では、国から5割、県から1割、市から1割、計7割の補助で自己負担はおおむね3割でどうにか採算がとれる状態です。生産量はリーフレタスで1日1,000株程度収穫できるが、初期投資額が1億8,000万円ほどかかっており、コストの削減、特にランニングコストとしての電気代の削減が必要とのこと。

販売単価を下げるためには、生産コストを削減することが必須であり、国は農林水産省、経済産業省が研究拠点に対し、各大学が研究項目の指定を受けた上で、売れる野菜と生産システムの構築について研究を進めている。市場性のある野菜の生産、すなわち売れる野菜、採算が

とれる野菜が必要であり、無農薬だけでは高値では売れない。大成建設や丸紅が農業事業に参入したり、三菱商事が植物工場を中東に輸出するなど注目されているが、現状では経営を成り立たせるのは非常に難しい。個人農家で参入しているのはごくわずかであり、ほかは大手企業ばかりと聞いている。関西では、大阪府立大学を拠点とした数十社が参加をしている研究グループがあり、自身も会員になって情報を提供したり、情報を得たりしている。植物工場として発展できるような体制づくりを目指しているが、現状はなかなか厳しい。事業の採算性を上げるためには、生産コストが高いことが問題であり、コストを下げるには、流通経費や輸送賃を減らす必要があるために地産地消が望ましい。

1日1万株以上生産している工場も幾つかあるが、いずれも経営状態はなかなか厳しいと聞いている。1カ所で大量に生産しても、近くで販売できればいいが、遠くまで運ぶと輸送費がかかり、結局採算が悪くなる。少しでもコストを下げるには、施設として空き工場をそのまま利用するか、地元で大量に消費できるとかすれば採算をとるのも全く不可能ではないとのこと。

工場ではリーフレタス、グリーンレタス、サラダ菜を生産していて、種まきから35日前後で収穫、露地物と比較しても栄養価、味、色も変わらないし、よいものができている。売り値は100グラム店頭価格で198円と20年前とほとんど変わっていないが、畑でできる野菜と植物工場のできる野菜では色や形はほとんど同じでも、それぞれの特性があり、市場競合するものではない。販売先としては、総菜屋、スーパー、社員食堂が中心であり、学校や病院に納入したいが、生ものはだめとの規制があり難しいと。

以上、経営の悩みなども含めていろいろ丁寧に説明を受けた後、工場内をガラス越しに見学、視察委員一同、「わあすごい、パンフレットと一緒にだわ」と大変感動をしました。

この施設は、高圧ナトリウムランプを使用しているので、高温になり、熱の平均化を図るため、野菜棚をV字型にするなどいろいろ工夫している。植物工場の起業、誘致にはまだまだ問題が多く、今しばらくは経過を見た方がよいのではないかとのお話でした。

2日目は、大阪府和泉市仏並町にあるエスベックミック株式会社和泉ラボを視察しました。

設立は1988年7月、株式会社ミックとして発足。現在は、資本金7,900万円、設備としては、圃場実験場1万1,000平方メートルを有しております。本社は大口市大御堂にあり、大口市にゆかりの深い会社です。現在は、エスベック株式会社のグループ企業で、水と緑の環境エンジニアリングを行っており、食の安全・安心、緑豊かな地球環境の創造・再生を目指して、これらの研究開発や生産を支援する機器、システム提案を提供する会社です。

まず人工光型の植物工場は、見学者用の施設のため、内部に入り見学することが可能でありまして、レタス、コマツナ等の生育状態をじかに見ることができました。また、ユニット式コ

ケ緑化システムは、露店で販売用に栽培されていました。スナゴケの生育の本質的な要件として、土壌を必要としない、乾燥に強く、水のない状態でも仮死状態になるだけで、水分が供給されると即座に生物活動を開始するので、屋上や壁面緑化に最適である。軽量で施工も簡単、しかもローメンテナンスだそうです。また、フィールド溶液栽培装置は電気を使用せず、廃液も出さない環境保全型の溶液栽培システムであり、複雑な機器が不要で、導入コスト、栽培コストも大変安価だそうです。溶液供給に電気は必要がないので、水の供給さえあれば電気のないところでも栽培可能であり、栽培に必要な量だけ溶液を供給するため、廃液を外に出さないなどの環境に配慮されています。発泡スチロールベッドを敷き、シート、培地を入れるだけで簡単に設置が可能。土壌にかわる培地を使用、すぐに栽培が可能となるなど利便性が高く、ビニールハウス内に設置された装置でトマト等が栽培されており、だれでもすぐやれそうで関心を持ちました。

エスペックミック株式会社の今後の見通しは、完全人工光型植物工場の場合、まだまだインシャルコストが高く、補助金などに頼らなくては採算ベースにのせるのが難しい。本来は、補助金等を利用しなくても採算がとれることが重要であり、そのためには装置を構成する各機器の価格を低減していくことと、流通や販路をしっかりと確保するか、生産品を自家で使用するなどの用途開発が必要になる。また、付加価値の高い生産品目に対応していく必要があり、植物工場産野菜のメリットをもっと一般の消費者の方に理解していただけるような活動も必要だと感じている。露地野菜と価格だけで勝負していたら、いつまでたっても採算にのる販売は難しい。現在、問い合わせや新規参入を計画される方は、営農家の方ではなくて、これまで全く野菜の栽培を行っていないような方や企業が多く、いきなり大きな施設で栽培するのは余りにもリスクが大きいので、栽培の訓練や事業化の検討のため、コンテナ式の植物工場のようなもので試験導入され、徐々にスケールアップするケースを推奨している。コンテナ式植物工場規模の施設は今後導入がふえていきそうで、レストランや店舗などで見せるための生産施設の導入事例がある。植物工場の方向性としては、全体的なコストを考えると、太陽光利用型の植物工場が施設園芸の延長として導入事例が多くなることも考えられるが、周年生産、無農薬、自動化などを考えると、将来的には完全人工光型が主流になるのではないかと考えている。ただし、すべてのコストダウンが条件になりますとのことでした。

社長の前川氏みずからが大阪府和泉市まで出向き、対応していただきました。また、大口西小学校のビオトープの整備事業も行った会社です。ヨシ原の再生事例で、愛知県下では青木川、戸田川、堀川にも実績もあります。

最後に、今回の調査において、大口町にとって参考になるのではないかとすることがありましたので、3点ほど提言をしたいと思います。

一つは、現在計画中の2市2町のごみ処理施設の建設に当たり、一民間企業であるカンポリサイクルプラザ株式会社のように、環境や近隣に配慮した複合型施設の導入に魅力を感じました。また、一部事務組合の設立に向けての検討がされているようですが、民間の資金、技術的能力、経営能力を積極的に活用するPFIの導入を大口町としても2市2町に提案してはどうだろうかと思いました。

二つ目、森町長の選挙公約の中に、「2010年に植物工場誘致の検討」とありましたが、さきにも述べましたように現状を踏まえると、植物工場誘致には自治体としての支援方法、これは資金だけではなくて、流通や消費などの複合的な支援の検討が必要であると感じました。

三つ目、大口町に本社のあるエスペックミック株式会社は、環境保全について多様な技術、ノウハウを持っているようですので、現在、建設予定の大口南小学校の屋上緑化など、環境教育のできる学校施設として何らかの提案をしてもらってはどうかと思いました。

以上、表面的でかつ私見も交えた説明でございましたが、議長に報告書とともに資料も提出しておりますのでお目通しをいただければと思います。

以上で報告を終わります。

議長（酒井久和君） 御苦労さまでした。

続いて、議会広報常任委員長 宮田和美議員。

議会広報常任委員長（宮田和美君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま御指名をいただきました。議会広報常任委員会視察研修報告をさせていただきます。

私たち議会広報常任委員会は、去る8月24日火曜日、鳥取県北栄町へ広報研修視察をさせていただきます。

委員6名が全員参加できればよかったけれども、土田委員は体調不良ということで欠席され、委員5名と事務局、佐藤次長とでの研修となりました。

今回、北栄町を選んだ最大の理由は、町村議会広報全国コンクールにおいて最優秀賞を受賞されたからであります。

24日午前9時45分から11時30分までの1時間45分の研修でございました。北栄町役場は、JR山陰本線由良駅から徒歩6分のところにあり、緑豊かなゆったりとした環境の中にあり、私たちが到着した際には事務局長の出迎えを受け、3階の第1会議室へ案内されました。

研修には、議長、委員長、副委員長、事務局長、主任の5人との研修に入りました。

最初に、議長から簡単に北栄町の特徴と名産の説明を受け、農業、特に畑作中心の町であり、その中でも大栄スイカは年間19億円の売り上げをし、その他に1億円台の野菜は14品目にも上るとのことです。

昨年8月発行された議会だよりの表紙にも、大きなスイカを両手で口いっぱいほおぼる幼子

の元気な写真を載せて、町の名産をアピールしていました。

視察研修は委員長説明で始まり、正しく、見やすく、読みやすく、中学生にも読める言葉で構成されている。これは、議会だよりを中学校にも配付しているからとのこと。

構成回数は、基本的には3回、これは私たちと同じ回数でございます。ただ違うのは、プロジェクターを使い、その場で即修正しながら進めていくとのこと、委員の中でパソコンを得意とする人がおられたようでございます。

一般質問のページでは、同じような質問は同じページに掲載し、読みやすくを基本にしている。また、質問が多い人には、ページ数を限定していない。私たちは1人半ページと決めています。専門家の先生は半ページでまとめ、平等で大変よいと評価していただいております。

日本一に輝いた議会だよりは32ページで審査用として特別につくられたようで、現在の一番新しい広報は16ページで、表紙と裏表紙はカラーで、中は2色刷り、私たちと同じスタイルで取り組まれています。記事の中で、一般質問をしている議員の顔写真の吹き出しの使い方がおもしろく参考にしてもいいかなというふうに感じました。

北栄町の町章はカラー表示され、その色にもそれぞれ意味があり、豊かな実りと夢を緑、協働と創造性を青色、朱色は希望と活力をあらわし、北栄町の頭文字Hを図案化されたものです。

最後に、議会だよりの題字は、議長が書かれることになっているようです。これらの研修を機に、今後の議会だよりに大いに役立てていきたいと感じ、研修を終えてきました。

ありがとうございました。以上で報告を終わります。

議長（酒井久和君） 御苦労さまでございました。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第47号から議案第56号まで及び認定第1号について（提案説明）

議長（酒井久和君） 日程第4、議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから議案第56号 教育委員会委員の任命についてまで、及び認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出それぞれ2億9,661万6,000円を増額し、その総額を76億3,356万6,000円とするものであります。

次に、議案第49号 平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ8万3,000円を増額し、その総額を29万1,000円とするものであります。

次に、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ3,496万2,000円を増額し、その総額を19億4,845万7,000円とするものであります。

次に、議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ51万9,000円を増額し、その総額を162万5,000円とするものであります。

次に、議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ275万1,000円を増額し、その総額を1億7,688万4,000円とするものであります。

次に、議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ4,187万2,000円を増額し、その総額を9億3,466万7,000円とするものであります。

次に、議案第54号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ60万7,000円を増額し、その総額を7億7,087万7,000円とするものであります。

次に、議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出それぞれ5万4,000円を増額し、その総額を2,436万2,000円とするものであります。

次に、議案第56号 教育委員会委員の任命についてであります。大口町教育委員会委員 丹羽茂文氏の任期が本年9月30日に満了となることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同氏の再任について議会の同意を求めます。なお、丹羽茂文氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

最後に、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

以上、10議案1認定についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（酒井久和君） 議案第47号について、地域協働部長、説明をお願いします。

地域協働部長（近藤定昭君） 議長さんの御指名を受けましたので、議案第47号 大口町消防

団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案説明をさせていただきます。

今、町長から提案理由がございましたように、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成22年6月2日に公布され、非常勤消防団員等に支給される損害補償と、新たに父子家庭に支給されることとなる児童扶養手当との調整に係る規定が整備されたことに伴い、本町の非常勤消防団員等の公務災害補償についても、これに応じた措置を講ずるため所要の整備をするものでございます。

具体的には、新旧対照表を見ていただきたいと思いますので、2ページをごらんいただきたいと思っております。

附則第6条第7項中の一部改正でございます。第1号につきましては、非常勤消防団員あるいは非常勤水防団員に係る年金たる損害補償を公的年金給付とみなしまして、児童扶養手当の支給対象となっている子の父親、あるいは母親が消防団活動により公務災害補償年金、いわゆる損害補償の給付を受ける場合において、損害補償額から加算対象となっている子の児童扶養手当相当額を控除する改正でございます。

第2号につきましては、消防作業等に従事した消防作業従事者等に係る年金たる損害補償を労働基準法による遺族補償の給付とみなし、児童扶養手当の支給対象となっている子の父親、あるいは母親が消防作業に従事したことにより死亡した場合において給付される遺族補償年金、いわゆる損害補償を受ける場合において、損害補償額から加算の対象となっている子の児童扶養手当相当額を給付の事由が発生した日から6年間控除する改正でございます。

1ページに戻っていただきたいと思います。

この条例の施行につきましては、附則に書いてありますように、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、議案第47号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（酒井久和君） 議案第48号及び議案第49号について、総務部長、説明を願います。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、款8.項1.目1.地方特例交付金、補正額として571万4,000円減額であり、交付額が確定したため、減額補正するものであります。

次に款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目3.土木費国庫補助金、補正額として耐震診断事業に対する住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金を67万5,000円追加するものです。

同じく目4.教育費国庫補助金、幼稚園就園奨励費補助金を29万6,000円追加するものです。

款14.県支出金、項2.県補助金、目2.民生費県補助金、補正額として17万1,000円の増額であり、障がい者自立支援特別対策事業費補助金の追加をお願いするものであります。

同じく目5.農業費県補助金、新たに農地制度実施円滑化事業費補助金261万8,000円の増額補正であります。

同じく目7.土木費県補助金、補正額として住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金を33万7,000円追加するものです。

次に項3.委託金、目6.民生費委託金、補正額として40万円の増額であります。高齢者地域見守り推進事業委託金を新たにお願ひするものであります。

款15.財産収入、項1.財産運用収入、目2.利子及び配当金、明日のまちづくり基金預金利子等収入6万4,000円を補正するものです。

次の8ページ、9ページです。

款17.繰入金、項2.特別会計繰入金、目1.老人保健特別会計繰入金51万9,000円、目2.後期高齢者医療特別会計繰入金1万円をそれぞれ追加補正するものです。

款18.繰越金、項1.目1.繰越金2億9,411万5,000円を前年度繰越金に追加するものです。

款19.諸収入、項3.雑入、目4.雑入、補正額として312万5,000円の増額であります。その内容は、民生費雑入に児童手当国庫及び県費負担金過年度分合わせて312万5,000円を補正するものです。

次に歳出です。

1枚めくっていただき、10ページ、11ページをお願いします。

款2.総務費、項1.総務管理費、目5.財政調整基金費、補正額として2億6,205万8,000円の増額であります。前年度繰越金による積立金等の計上であります。

同じく目6.財産管理費、既に工事が終わった庁舎アスベスト撤去工事の執行残334万7,000円の減額と、庁舎耐震補強等改修工事費の入札執行残の一部1,200万円を減額し、役場車庫、駐輪場等の改修工事に充てるものです。

同じく目8.住民自治費、補正額として118万5,000円の増額であります。これは、まちづくりを考える会の活動が活発化してきたため、追加をお願いするものです。

なお、時間外勤務手当30万円の追加については消防団の操法大会に係るもので、町民安全課職員の人件費が住民自治費に計上してあるため、ここでの計上となっています。

次に款3.民生費、項1.社会福祉費、目2.高齢者福祉費、これは県のモデル事業で高齢者地域見守り推進事業の特定財源40万円を活用し、新たに実施する事業の補正であります。

同じく目3.障がい者福祉費、19節負担金補助及び交付金22万9,000円については、新事業移行促進事業と事務処理安定化支援事業の新規事業のための補正で、障がい者自立支援特別対策

事業費補助金17万1,000円が特定財源となっております。23節償還金利子及び割引料227万5,000円はそれぞれの事業の過年度精算金の計上ではありますが、開会前にお願いしましたとおり、事前配付議案に誤りがありましたので、お手元に配付した正誤表をごらんいただきたいと思います。

障がい者自立支援事業の23.償還金利子及び割引料227万5,000円、3.障がい者介護給付費等負担金返還金（県費）が53万3,000円、5.自立支援（更生）医療費負担金返還金（国庫）が37万3,000円、6.自立支援（更生）医療費負担金返還金（県費）が18万7,000円、7.障がい者介護給付費等負担金返還金（障がい程度区分認定・国庫）が11万6,000円、8.障がい者介護給付費等負担金返還金（国庫）が106万6,000円となっております。

議案の方にお戻りいただきまして、12、13ページの目4.福祉医療費です。後期高齢者医療保険事業における療養給付費負担金精算金26万1,000円を計上するものです。

次に項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費126万8,000円の負担金補助及び交付金は、対象者の増加により幼稚園就園奨励費を追加するものです。なお、財源内訳として29万6,000円が特定財源となっております。

続いて14ページ、15ページをお願いします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費255万7,000円の修繕料は、健康文化センターの高圧受電設備開閉器の経年劣化による取りかえと、落雷により損傷した中央監視装置部品取りかえを行うものです。

次に目2.予防費98万4,000円については、女性特有のがん検診事業補助金の過年度精算であります。

次に款6.農業費、項1.農業費、目1.農業委員会費、これは農地法改正のため、農業委員会の役割に農地の利用状況調査が追加されたこと等により、農業委員会事業に195万8,000円を追加するものです。なお、財源内訳として、この改正により補助対象となった経費66万円について一般財源を減額し、特定財源とする財源補正も行っております。

同じく目4.農地費、巾下川の堰にふぐあいが生じており、50万1,000円の修繕費を追加するものです。

次に款8.土木費、項1.土木管理費、目1.土木総務費、これは愛知水と緑の公社から積算システムデータとして、単価と歩掛かりと呼ばれる積算データが無償で提供されていましたが、11月から単価のみの提供になるため、積算システムの保守業者にデータ更新を請け負わせるため、5万円の経費を追加するものです。

同じく項2.道路橋りょう費、目1.道路橋りょう維持整備費、これは用地測量、分筆登記、調査事務等委託料を104万5,000円減額し、道路用地購入費を985万3,000円を追加。また、大口橋

かけかえ工事において、県との協議の結果、護岸保護のため、張りブロックを使用する旨の条件がつけられたため、700万円の工事請負費を追加するものです。

16、17ページに入っておりますが、項5.住宅費、目1.住宅管理費、これは耐震診断の申し込みが増加したため135万円を追加するもので、財源内訳は記載のとおりであります。

次に款9.消防費、項1.消防費、目1.非常備消防費、これは皆さん御承知のとおり、大口町消防団が県操法大会で優勝し、蒲郡で行われる全国大会への出場が決まったため、必要な経費258万2,000円を増額補正するものです。

次ページの18、19ページをお願いします。

款14.項1.目1.予備費643万3,000円を予備費に追加計上するものです。

最後のページ、20ページをお願いします。

こちらには給与費明細書が載せてあります。

以上で、議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号 平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、その内容を説明させていただきます。

それでは、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入、款3.繰越金、項1.目1.繰越金、前年度繰越金8万3,000円の計上です。

次に歳出です。1枚めくっていただき、8ページ、9ページをお願いします。

款2.諸支出金、項1.目1.土地開発基金費、これは土地開発基金繰出金に8万3,000円を追加するものですが、基金運用から生じた利息分であります。

以上で、議案第49号 平成22年度大口町土地取得特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第50号から議案第53号までについて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、議長さんの指名を受けましたので、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては15万円の増額で、その内容につきましては、平成21年度国民健康保険療養給付費等負担金実績に基づき追加交付を受けるものであります。

款10.項1.繰越金、目2.その他繰越金、補正額につきましては3,476万9,000円の増額で、そ

の内容につきましては、平成21年度国民健康保険特別会計決算に伴い、前年度繰越金の追加をするものであります。

款11.諸収入、項2.雑入、目6.老人保健拠出金精算金、補正額につきましては4万3,000円の増額で、内容につきましては平成20年度老人保健拠出金の確定に伴い、概算医療費拠出金の精算額を追加するものであります。

次に、歳出の説明に入ります。8ページ、9ページをお開きください。

款3.項1.後期高齢者支援金等、目1.後期高齢者支援金等、補正額は38万5,000円の増額で、その内容は、平成22年度後期高齢者支援金拠出金算定となる1人当たりの支援金負担額が4万4,379円に確定したことによる拠出金額の追加であります。

款10.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目3.償還金、補正額は975万2,000円の増額で、その内容は平成21年度特定検診、保健指導国庫負担金の精算額45万7,000円、平成19年度老人保健医療費拠出金精算額282万6,171円、平成21年度退職者医療療養費給付費交付金の精算額646万9,139円の返還金が生じたため、返納金の追加をするものであります。

款11.項1.予備費、目1.予備費、補正額は2,482万5,000円で、その内容は、補正歳入額と補正歳出額の差額分を予備費に追加するものであります。

以上で、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

続きまして、議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款1.項1.支払基金交付金、目2.審査支払手数料交付金、補正額は1,000円の増額で、その内容につきましては、平成21年度老人保健事務費交付金が22年度精算交付となったため、追加するものであります。

款2.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.医療費負担金、補正額は41万5,000円の増額で、その内容につきましては、平成21年度老人保健国庫負担金が22年度精算交付となったため、追加するものであります。

款3.県支出金、項1.県負担金、目1.県負担金、補正額は10万3,000円の増額で、その内容につきましては、国庫と同様、平成21年度老人保健県費負担金が22年度交付となったため、追加するものであります。

8ページ、9ページをお開きください。歳出について説明申し上げます。

款2.諸支出金、項2.繰出金、目1.繰出金、補正額は51万9,000円で、その内容は平成21年度分支払基金交付金、国庫負担金、県費負担金の交付が22年度交付となり、この不足額を一般会

計繰入金で負担していたため、これを一般会計へ戻すものであります。

以上で、議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）の説明とします。

続きまして、議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

款4.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額は275万1,000円で、その内容は、平成21年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算による前年度繰越金を追加するものであります。

8ページ、9ページをお開きください。歳出について説明を申し上げます。

款1.項1.後期高齢者医療広域連合納付金、目1.後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は284万1,000円の増額で、その内容は、平成21年度出納整理分の保険料負担金精算金を追加するものであります。

款2.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.保険料還付金、補正額は10万円の減額で、その内容は、保険料負担金精算金への組み替えにより減額するものであります。

項2.繰出金、目1.繰出金、補正額は1万円の増額で、その内容は、平成21年度督促手数料の決算額を一般会計へ繰り出すものであります。

以上で、議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

続きまして、議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により、歳入より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.地域支援事業交付金、補正額としましては44万2,000円の増額で、その内容につきましては、平成21年度地域支援事業の実績により、介護予防事業においては39万1,479円の減額、包括的任意事業においては83万3,726円の追加交付を受けました。この差額分を追加するものでございます。

款4.項1.支払基金交付金、目1.介護給付費交付金、補正額としましては229万4,000円の増額で、内容につきましては、平成21年度の精算による過年度分としての介護給付費交付金を追加するものであります。

款5.県支出金、項3.県補助金、目1.地域支援事業交付金、補正額としましては22万1,000円の増額で、内容につきましては、平成21年度地域支援事業の実績により、介護予防事業におきましては19万5,740円の減額、包括的任意事業においては41万6,863円の追加交付を受けましたので、この差額分を追加するものであります。

款7.項1.繰越金、目1.繰越金、補正額としましては3,891万5,000円の増額で、その内容につきましては、平成21年度の決算に伴い、前年度繰越金の追加をするものであります

8ページ、9ページをお開きください。歳出につきまして説明をさせていただきます。

款4.項1.基金積立金、目1.介護給付費準備基金積立金、補正額としましては1,940万1,000円の増額で、その内容につきましては、平成21年度介護保険料の余剰金を介護給付費準備基金に積み立てするものであります。

款5.諸支出金、項1.償還金及び還付加算金、目1.償還金、補正額としましては1,964万9,000円の増額で、その内容につきましては、平成21年度分の介護給付費国庫負担金等の精算に伴い、それぞれ返還金の追加をするものであります。

款6.項1.目1.予備費、補正額としましては282万2,000円を今回の補正予算に伴う調整として増額するものであります。

以上で、議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時37分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（酒井久和君） 続いて、議案第54号及び議案第55号について、建設部長、説明を願います。

建設部長（野田 透君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議案第54号平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入であります。款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、補正額は90万6,000円の増額で、その内容は、最新の使用料から推計し直した結果、追加増額するものであります。

款5.繰越金、項1.繰越金、目1.繰越金、補正額は29万9,000円の減額で、その内容は、平成21年度決算に基づき減額するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は60万7,000円

の増額で、その内容は、消費税及び地方消費税の確定により増額するものであります。

目2.維持管理費につきましては、財源補正であります。

以上で、議案第54号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入であります。款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.農業集落家庭排水使用料、補正額は5万4,000円の増額で、その内容は最新の使用料から推計し直した結果、追加増額するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は5万4,000円の増額で、その内容は、消費税及び地方消費税の確定により補正計上するものであります。

目2.施設管理費につきましては、財源補正であります。

以上で、議案第55号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて認定第1号について、会計管理者、説明を願います。

会計管理者（星野健一君） それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、認定第1号

平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明をさせていただきます。

資料につきましては、平成21年度愛知県丹羽郡大口町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属資料、並びに平成21年度決算に係る主要施策の成果報告書、これに基づいて説明させていただきますけれども、まずは総論について口頭で説明をさせていただきます。

平成21年度の政局や経済を顧みてみますと、金融危機に端を発した急激な経済不況や財政危機を初め、かつて経験したことのない大きな危機との遭遇でありました。さらに昨年は、7月21日の衆議院の解散に伴って、8月30日には第45回衆議院議員総選挙が執行され、民主党の大勝に終わりました。これで自民・公明両党の連立政権時代は幕を閉じ、民主党中心の新政権が新たにスタートいたしました。この新政権の最重要課題は、日本経済の立て直しであったことは御案内のとおりであります。

かつて、大国の大手証券会社が経営破綻した2008年9月には、金融危機が深刻化し、世界経済全体が大きな打撃を受けました。当然のことながら、我が国においても戦後最悪の不況に見舞われ、大幅なマイナス成長を余儀なくされました。もちろん、本町においても自動車関連を

初めとする幾多の企業が大きな痛手をこうむったことは、まだ記憶に新しいところであります。

このような今までに経験したことのない100年に1度と言われた経済不況は、こうした危機の時代に新たに大きな転換の機会となったことも一つの事実であろうと考えております。

一方では、本町にとっても大きな変革が訪れました。それは、酒井元町長が辞意を表明され、平成21年11月1日に執行されました町長選挙において、新しく森進町長が誕生いたしました。行政を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、社会全体が大きな変革を経験することなく将来への明るい兆しをつかむことは難しい時代である。この難局を乗り切るためには、人の輪と、そこから生まれる知恵、そしてその活力を結集することが不可欠であると、昨年11月27日に招集されました平成21年第11回大口町議会臨時会において、森町長が町長としての職責を全うする決意を所信として述べました。今、まさに地方の時代であります。大口町が新たに踏み出す第一歩として、多くの皆さんの意見を反映し、本町のまちづくりの基本的な理念やルールなどを明らかにして、そして地域の皆さんを初めとするまちづくりの担い手と、議会と行政が一体となって、参加と協働のまちづくりを進める大口町まちづくり基本条例が昨年の6月に公布され、さらに本年4月1日からは完全施行されました。

このようなときこそ、最も身近な政府である地方自治体が、そして主権者である住民が、それぞれの役割を果たしながらまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

そこでまず、一般会計の決算における歳入でございますけれども、平成20年度の決算額との対比では8億7,500万円の増額で、率にして10.0%の増加となりました。この要因の一つといたしましては、一大プロジェクトである明日の学校づくり施設整備に要したもので、元の大口北部中学校を改築し、新生大口北小学校として本年4月に開校した学校建設整備事業に伴う教育費国庫負担金や国庫補助金、学校施設整備事業基金からの繰入金、さらには北小学校建設事業債などが増額となったものであります。

しかし、その一方では、急激な景気後退による個人所得の減少や法人町民税が大幅な減収となり、景気の落ち込みによる影響が顕著にあらわれております。

歳出においても、急激な景気後退による影響から、町税過誤納還付金や過誤納還付加算金が4億1,400万円余の大幅な増加となりました。

先ほども述べましたように、景気の低迷が本町にとっても大いに影響している現状であります。さらに、歳出の対前年度比といたしましては10億4,100万円で、12.8%の増加となりました。

この主な要因といたしましては、先ほどの歳入でも御説明をさせていただきましたが、大口北小学校の移転、改築事業を実施したことに伴う教育費の増加。さらに、急激な景気後退の影響が歳出面においても大いに反映されたものであると考えられます。

続きまして、昨年と同様、繰越明許費として22年度に一部繰り越しをさせていただきました。その内容は、一般会計で総務費の電子計算運用事業を初めとする九つの事業であり、翌年度繰越額は8,779万9,919円。このうち、国・県支出金に当たる未収入特定財源を除いた一般財源としては7,412万2,919円であります。この平成21年度繰越明許費繰越計算書については、先般6月3日に招集されました平成22年第5回定例会の開会日初日、諸般の報告の中で、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告第1号として小島総務部長が印刷に付して、既に本議会で御報告をさせていただいております。後ほど、この資料の御確認がいただければと思います。

それでは、これより決算の内容につきまして説明をさせていただきます。

まずは、一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属資料をごらんいただきたいと思います。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。このページにつきましては、一般会計と特別会計の歳入歳出決算総括表であります。1ページは、一般会計を初め土地取得特別会計から社本育英事業特別会計までの九つの特別会計ごとの歳入であります。

まずは、一般会計から説明させていただきます。一般会計の収入済額は96億5,690万1,817円、不納欠損額は2,174万3,259円、収入未済額は2億2,255万3,723円であります。土地取得を初めとする九つの特別会計全体の収入済額は36億2,994万7,031円、不納欠損額は4,100万6,210円、収入未済額は1億4,050万7,891円。そして、一般会計と九つの特別会計を合わせた収入済額は132億8,684万8,848円、不納欠損額は6,274万9,469円、収入未済額は3億6,306万1,614円であります。

次に、2ページの歳出であります。一般会計の支出済額は91億8,866万3,637円、翌年度繰越額は8,779万9,919円で、これは先ほど御説明させていただきましたとおりであります。不用額については2億5,784万9,562円。そして、歳入歳出差引残額は4億6,823万8,180円あります。

続きまして、土地取得特別会計から社本育英事業特別会計全体の支出済額は34億8,158万2,307円、不用額は3億512万1,693円で、歳入歳出差引残額は1億4,836万4,724円。一般会計と九つの特別会計を合わせた支出済額は126億7,024万5,944円。翌年度繰越額は、一般会計の8,779万9,919円、不用額は5億6,297万1,255円、歳入歳出差引残額全体では6億1,660万2,904円あります。

続いて4ページをごらんください。

4ページから16ページまでは、一般会計における歳入歳出決算書、17ページから21ページまでは土地取得特別会計、22ページから26ページまでは国際交流事業特別会計、27ページから35ページまでは国民健康保険特別会計、36ページから40ページまでは老人保健特別会計、41ページから45ページまでは後期高齢者医療特別会計であります。46ページから52ページまでは介護

保険特別会計、53ページから57ページまでは公共下水道事業特別会計、58ページから62ページまでは農業集落家庭排水事業特別会計、63ページから67ページまでは社本育英事業特別会計であり、それぞれの会計ごとの歳入歳出決算書となっております。

68ページからは、それぞれの会計ごとの歳入歳出決算の事項別明細書と実質収支に関する調書となっております。

大きくページが飛びまして、359ページからは財産に関する調書となっております。これにつきましては、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、別冊の平成21年度決算に係る主要施策の成果報告書でもって説明をさせていただきます。

主要施策成果報告書 1 ページをお開きください。

平成17年度から平成21年度までの財政力の推移であります。21年度の欄をごらんください。

基準財政需要額は32億3,328万4,000円、前年度より4,463万2,000円の減額となっております。また、基準財政収入額は46億652万5,000円で、前年度と比べまして10億9,737万6,000円の減額となりました。この二つが普通交付税の算定上用いる数値であり、基準財政収入額を基準財政需要額で除したものが中段にあります財政力指数であります。

昨年の財政力指数は過去最高の1.74でありましたけれども、21年度はそれを下回ってはいるものの1.42であり、前年度に引き続き健全な財政運営を維持することができましたが、今日では予断を許さない状況にあるものと考えております。参考までに用語説明が記載されておりますので、これについても後ほどごらんいただければと思います。

次に2ページと3ページをお開きください。

一般会計と特別会計の歳入歳出決算額総括表であります。それぞれの会計の上の段が21年度、下の段が20年度であり、各会計ごとの歳入総額と歳出の総額、そして差引額。さらに、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費繰越額として7,412万2,919円となっております。この金額は、先ほど御説明いたしましたとおり8,779万9,919円のうち、21年度に未収入となっております特定財源の国・県支出金1,367万7,000円を除いた金額を計上いたしております。

次に、歳入総額から歳出総額を差し引いた差引額C欄、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源のD欄を差し引いた実質収支額E欄及び単年度収支額が、それぞれ20年度と21年度が記載してありますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページと5ページについては、一般会計の地方債現在高の状況が事業債別、借入先別、目的区分別に、そして6ページと7ページは、公共下水道事業特別会計の事業債別、借入先別、目的区分別となっております。

8ページは一般会計の収支状況であります。21年度の決算額と20年度の決算額、そしてその増減額と増減率が歳入総額から実質単年度収支まで載せてございます。

9ページから26ページまでについては、一般会計の歳入の決算の概要であります。町税に係るすべての状況も前年度と対比した内容となっております。

27ページをごらんください。27ページは、21年度及び20年度の一般会計の町税から町債まで、すべての歳入の決算額と増減額、そして増減率をそれぞれ載せております。

28ページから30ページについては、一般会計の性質別の歳出決算の概要であります。

31ページと32ページは、21年度と20年度の一般会計歳出決算額の比較表で、目的別と性質別に分類しております。

33ページと34ページは、21年度の一般会計歳出決算額のうち、議会費を初めとする各款ごとに報酬から繰出金まで節別の一覧表となっております。

35ページから37ページについては、予算に関する説明書の事業区分を基本といたしまして、主要な施策や事業を対象に抽出して列記した平成21年度主要施策一覧表となっております。

38ページと39ページは、第6次大口町総合計画基本政策別体系表となっております。

さらに40ページからは、議会費を初めとする各所管別の決算の内容でありまして、事業目的、事業推移、事業内容、さらに事業成果及び事業評価をそれぞれの課ごとに記載いたしております。

大きくページが飛びまして、286ページをごらんください。

286ページから289ページについては、130万円を超える一般会計の主要工事一覧表となっております。

次に290ページは、一般会計における土地取得の一覧表であります。

291ページからは、土地取得特別会計から社本育英事業特別会計までの九つの特別会計の主要な施策となっております。これについても、後ほどごらんいただければと思います。

以上が平成21年度の決算の概要でございます。

2008年9月に金融危機が深刻化し、世界経済全体が大きな打撃を受け、日本も戦後最悪の不況に見舞われ、最も厳しい経済情勢の中で、かつ先行きが不透明な状況ではありましたが、おかげをもちまして本町におきましては、前年度に引き続き、健全なる財政運営を維持することができました。

簡単ではありますが、これをもちまして認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 認定第1号につきましては、監査委員の審査に付されておりますので、審査結果について代表監査委員から報告を求めます。なお、自席にて報告したい旨、申し出が

ありましたので、これを認めます。

鈴木代表監査委員、お願いいたします。

代表監査委員（鈴木鹿太郎君） ただいま議長さんから御指名をいただきました監査委員の鈴木鹿太郎でございます。

議選の監査委員 柘植満さんのお許しをいただきまして、監査委員を代表して、私から決算及び基金運用状況の審査の結果について御報告申し上げます。

今回の審査は、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の定めるところにより7月14日から30日まで実施しましたが、関係職員の皆様方には多大な御協力をいただき、改めてお礼申し上げます。

平成21年度大口町一般会計歳入歳出決算並びに九つの特別会計であります土地取得特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、国際交流事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落家庭排水事業特別会計及び社本育英事業特別会計における歳入歳出決算書、歳入歳出決算書事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類、決算に係る主要施策の成果報告書、諸帳簿、関係証拠書類を照合するとともに、関係職員の説明を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、決算書及び附属帳簿、証拠書類等はいずれも符合しており、決算計数は正確に表示されているものと認めます。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。

なお、細部につきましては、お手元の決算審査意見書の写しのとおりでございますので、御参考にしていただければ幸いに存じます。

以上、御報告いたします。

議長（酒井久和君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日からは議案精読のため休会とし、9月7日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日3日金曜日の正午となっております。時間厳守をお願いいたします。きょうはどうも御苦労さまでございました。

（午前11時20分）